

事業概要シート

施策： 高齢者を地域で支える体制の整備

《 》は、29年度の当初予算

事業名： 成年後見制度(高齢者)利用支援事業	拡充	予算額		4,532 千円
		《 3442千円 》		
財源内訳	国庫支出金	1,767 千円		
	県支出金	884 千円		
	地方債			千円
	その他			千円
	一般財源	1,881 千円		

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

市内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者における成年後見制度の利用を支援し、対象者の生活面における自立の援助、自己決定の尊重及び権利の擁護を図る。また、権利擁護における地域や各関係機関との連携強化、普及啓発や市民後見人の養成を行う。

【概要】

長寿介護課は民生委員や関係機関等から要請を受け、対象者の状況調査及び親族調査を実施し、必要と認められる場合に、成年後見、補佐または補助の開始等の審判の市長申立を行う。加えて生活保護受給者及びこれに準ずる者に対し成年後見、補佐または補助開始等の審判の申立に要する経費、印紙代、切手および診断書料などの助成及び成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する。

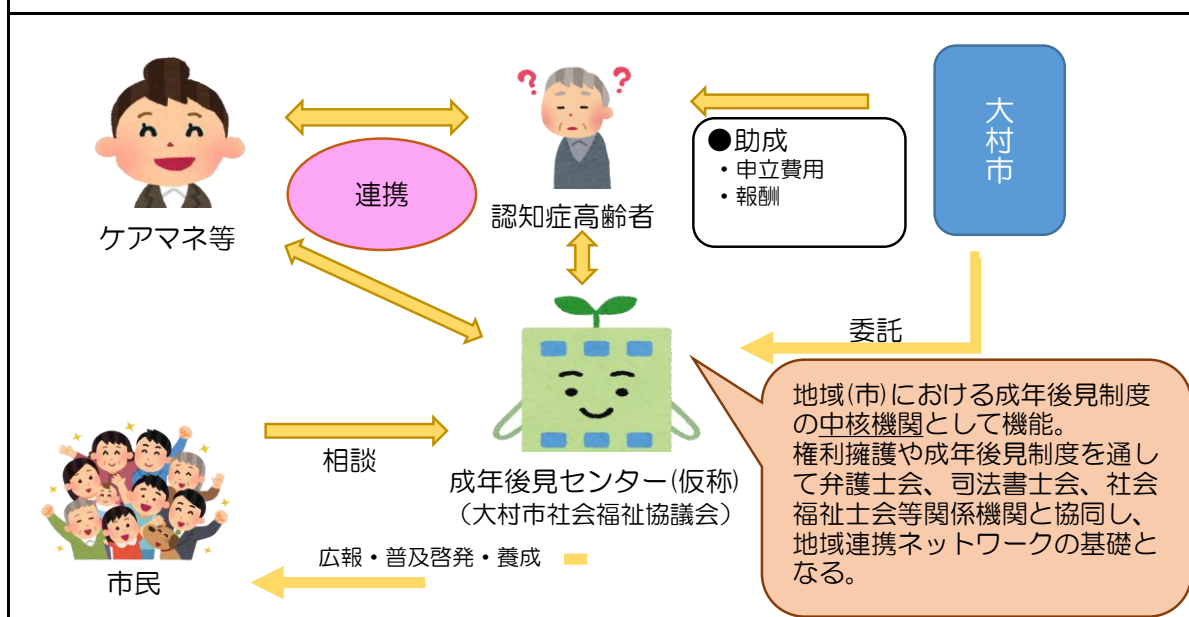
また成年後見制度の中核機関となる成年後見センターを大村市社会福祉協議会に運営を委託する形で立ち上げる。成年後見センターの役割として権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがあり、①制度の広報②制度利用の相談・支援③高齢者等を支援する地域の関係機関との協力体制の促進の3つを中心に市民や各関係機関、専門職団体に働きかける。

【対象】

判断能力の低下により課題を抱えるもしくはその可能性がある高齢者や申立人。成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがおらず申立人の不在により申立てが困難な高齢者や、生活保護受給者及びこれに準ずる者であることから、申立て費用、報酬を支払うことができず成年後見制度の利用に至らない者を対象とする。

【拡充内容】

これまでの大村市成年後見制度利用支援事業は、身寄りがいない、申立人が不在であることから成年後見制度の利用に至らない高齢者を、市長申立てにより支援を行う事業であった。成年後見制度のニーズが増加していることや成年後見制度利用促進法等の施行を受け、拡充する点として①生活困窮により申立費用と報酬の支払いが困難な申立人及び被後見人等に対する助成②成年後見制度の中核機関を担う成年後見センターの設立、の2点となる。



【背景】

高齢化が進むにつれ認知症高齢者等が増加していることに加え、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月に閣議決定されたことを受け、成年後見制度の利用促進を図る体制整備が求められている。現に大村市では成年後見制度利用支援事業を実施しているが、身寄りがいないことから申立てすることが困難な高齢者のみを対象としていた。その対象者の拡充に加え、成年後見制度の地域連携ネットワークづくりの中核機関となる成年後見センターを立ち上げることで、当制度における市民に対する広報や、総合的な相談窓口の確立、支援にあたる各機関や専門職との連携強化を図ることが期待できる。そのため、判断能力が低下しても、安心して暮らすことができるまちづくりの一環を担うことが可能になると考えられる。

担当課	福祉保健部長寿介護課	問合せ先	0957-53-8141(内線 89-206)
-----	------------	------	-------------------------

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	市長申立件数	目標値 件	2	5	5	5	5
②		目標値					

【成果指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (目標)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	申立費用助成件数	目標値 件	0	0	6	6	6
②	報酬助成件数	目標値 件	3	5	16	27	38

【予算・決算】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
事業費	1,006	1,216	694	3,442	4,532	15,019	25,909
国庫支出金	397	474	270	1,342	1,767	5,858	10,108
県支出金	199	237	135	671	884	2,928	5,054
地方債							0
その他	284	353					637
一般財源	126	152	289	1,429	1,881	6,233	10,110
人件費	2,615	954	3,796	2,489	2,526	2,865	15,245
職員	0.33人	0.13人	0.49人	0.29人	0.29人	0.29人	1.82人
時間外勤務	42h	0h	98h	190h	190h	190h	710h
嘱託員	0.02人	0.02人	0.02人	0.02人	0.02人	0.02人	0.12人
フルコスト	3,621	2,170	4,490	5,931	7,058	17,884	41,154

妥当性 (市の関与)	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者が、以前と同様に住みなれた場所での生活を可能とする手段の1つである本事業は、地域包括ケアシステムの構築の観点からも市が実施主体となることは妥当である。
有効性 (施策貢献度)	成年後見人の選任により利用者の生活の利便を向上させるとともに、選任に至るまでの早期介入・早期利用が可能となり、判断能力の低下による生活における課題の重度化を防ぐことが可能となる。
効率性 (コスト)	本事業は成年後見制度の利用が困難な低所得者を中心に助成していること、また一部委託して実施するものの、必要最低限の経費を計上しているため削減の余地はないと考えられる。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価意見のとおり